

## 無料行政相談

行政相談委員が相談に応じます。

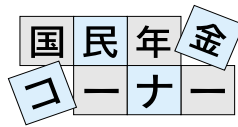
とき 2月 7日(木)と25日(月)午後1時30分～4時  
19日(火)午後1時～3時  
ところ 7日/市役所本庁  
1階市民相談室 19日/さざんか会館 25日/トスク本店  
インフォメーションルーム  
問い合わせ先 鳥取行政評価事務所(☎24 5541)

## 女性なんでも相談

専任の相談員が相談に応じます。

対象 女性  
相談内容 子育てに関すること 法律に関すること(セクハラ・離婚など法律的な問題) 一般(健康・家族・職場や近所での人間関係など)  
相談日 子育て・一般/毎月第2土曜日 法律・一般/毎月第2火曜日 いずれも午後

国民年金は、高齢や不慮の事故などによって生活が損なわれることのないよう、みんなで保険料を出しあい、経済的にお互いを支えあう制度です。そのため、20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある人はすべて加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。



## 20歳になったら国民年金

20歳になったけれど保険料が納められない場合、学生には納付特例制度があります。届け出をすれば在学期間中の国民年金保険料を後払いでき、この期間に病気やけがで障害者になった場合、障害年金が支給されます。(一部対象とならない学校もあります。)

また、経済的理由で保険料納付が困難な人は、申請に基づき保険料が免除になる制度があります。

年金には受給要件があり、長期の未納の場合には年金が支給されないことがあります。保険料は毎月きちんと納めましょう。

問い合わせ先 保険年金課(☎20 3205)

1時～3時

法律相談は午後1時～4時

ところ 福祉文化会館

予約受付 月～金曜日・午前8時30分～午後5時(先着順)  
申し込み先 企画課男女共同参画室(☎20 3166)

鳥取高齢期雇用就業支援  
コーナーが開設されました

在職中の中高年齢者を対象に、定年退職後の職業生活設計・再就職についての相談に応じます。また、定年退職予定者の援助・採用を考えている事業主に対する情報提供なども行っています。

受付・相談時間 午前8時30分～午後5時

ところ 扇町扶桑ビル5階(扇町32)

問い合わせ先 鳥取高齢期雇用就業支援コーナー(☎36 0039)

クレジット・サラ金  
などに関する相談

一斉無料電話相談

とき 2月3日(日)午前10時～午後4時  
電話番号 ☎24 4556



高齢者保健福祉・介護  
保険事業計画作成委員

協議内容 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の作成  
公募人数 4人  
任期 平成14年4月から平成15年3月31日まで  
会議の開催 年5回程度

報酬 9000円/出席1回  
応募資格 市内在住の介護保険被保険者(平成14年4月1日現在で40歳以上)で、平日開催の会議に出席可能な人  
応募方法 住所、氏名、生年月日、職業、性別、電話番号、および「高齢者福祉・介護保険制度」についての意見(800字程度)を同封してください。(選考のうえ決定します。)

応募期限 2月18日(月)  
郵送の場合も必着  
応募先 高齢社会課(☎20 3174)